(新旧対照条文一覧)

〇輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)1

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分

する貨物(別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇 する。)の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地と 。)四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物(別表第二の一、三六、三九から 「別「別表第二の二に掲げる貨物(別表第二の一、三六、三九から 「別・令和九年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中 3 令・2 (略) 1・2	(輸出の承認) (輸出の承認) (輸出の承認) (輸出の承認) (輸出の承認) (輸出の承認) (輸出の承認) (輸出の承認) (特例) (特例) (特例) (特例) (特例) (特例) (特例) (特例	改正案
する貨物(別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、三〇。)の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地と四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く「別表第二の二に掲げる貨物(別表第二の一、三六、三九から「別表第二の月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中・2 (略)	(輸出の承認) (輸出の承認) (輸出の承認) (職) (職) (職) (職) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	現行

貨物を除く。)の」と、第四条第三項第二号ハ中「及び第三号 とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。 は、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、 は「適用しない。ただし、 の及び同表第三号」と、同条第四項中「適用しない」とあるの 」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするも 三五から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる 北朝鮮を仕向地とする貨物について 第四条」

別表第 第 条、 第四条関係

二 (略) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) <	四	= 	<u></u>	
(略 略 地域	(略)			貨物
	(略)	(略)	(略)	地 域

別
別表第
力
(第
条、
第
四 冬
第四条関係
係)

四	= Ø =	<u></u>	
(略)	(二) (略) (二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの (新設)	(略)	貨物
略)	略	略)	地域

- 早日					
表第二	六八~		七	六	五
別表第二(第二条、第四条、第十二条関係)	(略)	(十一) ~ (二十五) (略) (十一) ~ (十) (略) (十一) ~ (二十五) (略) (十一) ~ (二十五) (略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令	(略)	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令(二十) はぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉(二及び四の項の中欄ある金属の粉(二及び四の項の中欄の合金の粉(二及び四の項の中欄がである金属の粉(二及び四の項の中欄がある金属の粉(二及び四の項の中欄がである金の粉(二及び四の項の中欄がである金の粉(二及び四の項の中欄がである。)
	略)		(略)	(略)	略)
別表第二(第二条、	六八~		七	六	五
	略)	(十一)(十一)(十一)	が次に		~ へで次
第四条、第十二条関係)		(一) ~ (二十五) (略)(新設)(新設)(新設)	(だらうに後) o) 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令	(略)	() () (略) (略) (新設) (新設) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略

				別				
Ξ		_		別表第七(四三五四分	11 11 11	<u> </u>	
(略)	別表第二の一九の項の中欄に掲げる貨物	(略)	貨物の区分	(第四条関係)	(略)	削除	(略)	貨物
(略)	五 万 円	(略)	金額		略)		略)	地域
				Ρil				
Ξ	=	_		別表第七(四三五四	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	= - = =	
(略)	げる貨物	(略)	貨	(第四条関係)	(略)	うなぎの稚魚	(略)	貨
	げる貨物別表第二の一九及び三三の項の中欄に掲		物の区分			稚魚		物